資料２

東海市長会決議

令和２年１０月１４日

東　海　市　長　会

決議第１号

地方行財政の充実強化に関する決議

都市自治体は、急速に進行する少子高齢社会への対応や、多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など様々な課題への対応に必要となる財政需要が増加する一途にある。

都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組など新たな行政課題に的確に対応するためには、地方の行財政基盤を充実することが不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方行財政制度の変更をはじめ地方に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、地方分権の趣旨に基づき、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもと十分に議論するなど、合意形成を行うこと。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すことにより、地方の財政自主権を拡充すること。

３．年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、税収が安定的で、税源の偏在性が小さく都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

４．各種税制の廃止、減税を検討する際には地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

５．都市自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方財源を削減しないこと。

６．少子化対策の一つである幼児教育・保育の無償化は、国策として打ち出されたものであり、交付団体・不交付団体に関らず必要な財源を国の責任において確実に確保すること。加えて、今後国が新たな政策により全国的に事業を展開することに伴い地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

７．幼児教育・保育の無償化に伴い必要な事務費について、令和元年度及び令和２年度に引き続き、令和３年度以降も全額国費により負担すること。

８．これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要の拡大に対応するために、都市自治体の行う幅広い保育人材の確保・育成や施設整備等に対する財政措置を国の責任において講じること。

９．地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、さらには、東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。

１０．医療・介護等の社会保障や社会インフラの老朽化・防災対策等を含む社会資本整備をはじめ、地域経済の基盤強化、地方創生・人口減少対策、雇用対策など都市自治体の行政運営に係る財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方交付税等の地方一般財源総額を確保すること。また、地方交付税については、引き続き、財源調整機能・財源保障機能の維持・充実を図ること。

１１．恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、地方交付税の法定率の引上げ等により地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。また、抜本的な見直しまでは、引き続き発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。

１２．ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

１３．ふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税からの所得税控除相当額の減収分については、国において地方特例交付金による全額補填措置などの財源措置を講じること。

１４．固定資産税は市町村財政を支える極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。今年４月に緊急経済対策として講じた特例措置は、本来国庫補助金などにより対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

１５．償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり都市自治体から行政サービスを享受していることに対する応益負担であり、国が中小企業への投資を後押しする経済対策として特例措置を講じるのであれば、国の財源による制度設計とすること。なお、平成３０年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、期限を厳守すること。

１６．民事執行法では、競売手続きにおいて、買受人は代金を納付した時に不動産を取得することとされている。この場合の代金納付は、競売代金とされているが、固定資産税の賦課を確実なものとするために、代金納付については、競売代金と所有権移転登記等に係る登記嘱託に要する登録免許税、その他費用を含むこととするよう競売手続きに関する法令の見直しを行うこと。

１７．国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、補助率の切上げや補助基準額を都市自治体の所要額と同額にす

るなど財政支援を強化するとともに、事務手続きの簡素合理化、早期内示等に務めること。

１８．都市自治体においては、大規模災害の発生への備えとしての防災対策や、道路・都市公園・下水道・住宅等の総合的なまちづくりに、ＳＤＧｓの考えも踏まえ、社会資本整備総合交付金を活用して取り組んでいるところであるが、要求額に対して内示額が低くなることもあり、事業を円滑に推進するため、予算の拡充と適切な配分を行うこと。

１９．学校施設環境改善交付金については、長寿命化改良事業や大規模改造事業をはじめ都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を継続的かつ確実に講じること。また、空調設備整備、トイレの洋式化、学校給食調理場、小規模改修工事、プール、運動場等の付帯設備の老朽化対策など施設整備事業を推進するため、対象事業の拡充、工事費下限額の廃止、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価への引上げを行うこと。

２０．地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。また、地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金について地域の実情に応じた効果的な利用を可能とする制度となるよう要件の緩和など運用の一層の弾力化を図るとともに、引き続き、所要の財源を確保すること。

２１．公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共的役割の観点から、供用開始から５０年を経過するなど耐用年数を迎え改築更新需要の増加が見込まれる下水道施設の改築について、国費負担を確実に継続するとともに、財政支援措置を拡充すること。

２２．都市自治体は公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合など再整備に取り組んでいるところであるが、今後も計画を着実に実行できるよう、公共施設等適正管理推進事業債の期間の延長及び対象要件を緩和し、交付税措置を拡充すること。

２３．昨年度の新たな在留資格の創設などに伴い、更なる増加が見込まれる外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現に向けて、一元的な体制の下、国が責任を持って取り組むとともに、都市自治体が実施する外国人に関する諸施策については都市自治体の意見を十分に尊重すること。

２４．外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策の推進、国と都市自治体の役割と責任を明確にするための制度設計、加えて国をあげて共生政策を強力に実行できる組織として、「外国人庁（仮称）」を内閣府に設置すること。

２５．増加する外国人児童生徒や日本国籍の外国育ちの児童生徒について、安心して学校に通うことのできる環境づくりを行う都市自治体の事業に対し、人的・財政的措置を講じること。

２６．日本語初期指導教室の制度化や外国人児童生徒が多い学校における教員の拡充など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用につい

て、適切な財政支援を行うこと。

２７．ＧＩＧＡスクール構想の実現は多額の財政負担を伴うものであり、実態を踏まえて基準単価を見直すとともに、ＩＣＴ支援員の配置及び通信費、将来的な維持管理や更新に必要な費用を含め長期的な視点に立った財政措置を講じること。また、令和３年度以降に行われる整備についても、同様の財政支援措置を講じること。

２８．国保財政が厳しい状況にある中で、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。また、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を行うこと。

２９．子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置については、小学生以上も含め全面的に廃止し、我が国の人口減少社会への対策として、子どもの医療費に関わる全国一律の制度を国の責任において創設すること。

３０．子ども医療費助成の現物給付化を実施する都市自治体への国民健康保険療養給付費等負担金及び調整交付金の減額調整措置が未就学児まで除外されたが、福祉医療費の現物給付化実施のため福祉医療費全般において減額調整措置を廃止すること。

３１．マイナンバーカードの普及に向け、個人情報の適正な取扱い確保について配慮しつつ、国が率先してマイナンバーカードの利用価値を高め、具体的な普及対策を講じるとともに、マイナンバー制度の今後の方向性を具体的に示したうえで、全省庁をあげて整合性のある取組を行うこと。

３２．豚熱ウイルスの感染経路や発生原因を早期に解明し、有効な感染防止対策を構築するとともに、豚熱の発生により被害を受けた養豚農家の経営再建のための支援強化を図ること。

３３．我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

３４．新型コロナウイルス感染症の影響によって国民生活と経済活動に甚大な被害が生じており、国、都道府県、市町村が感染拡大の防止、医療提供体制の拡充・強化、社会経済活動の維持などの施策に一体となって取り組むため、必要な情報を迅速かつ的確に提供するとともに、地方自治体が行う各種対策に要する費用について、十分な財政措置を機動的に行うこと。

以上決議する。

令和２年１０月１４日

東海市長会

決議第２号

防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靭化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方が行う防災・減災、国土強靭化の取組が確実に実施できるよう、必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、事業年度が令和２年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、地域の実情を踏まえ、防災・減災対策を充実強化させる取組が計画的に実施できるよう、対象事業の拡充を図るとともに、恒久化すること。

２．南海トラフ地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備するとともに、既存の堤防の耐震化や嵩上げ及び水門等の耐震化や自動化・遠隔操作化を早期に実現できるよう財政措置を講じること。

３．台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、ダムや渓流保全施設の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。

４．大雨や台風などの自然災害に備え、避難所等での感染症対策を促進するため、必要な資機材の確保等について財政支援を行うこと。

以上決議する。

令和２年１０月１４日

東海市長会

決議第３号

ゴルフ場利用税の堅持に関する決議

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場に関連するアクセス道路の維持管理や治水等の災害防止対策、環境対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために必要な財源を受益者に求めるという合理的な仕組みに基づく税であり、その税収の７割がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の様々な行政サービス等に使用されているところである。

ゴルフ場所在市町村は、過疎地域や中山間地域がその約７５％を占めており、自主財源の乏しい地域にとって、ゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっている。

ゴルフ場利用税の廃止は、地方の貴重な自主財源を奪うこととなり、断じて許されない。

また、ゴルフ場利用税は、１８歳未満の者、７０歳以上の者及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動については非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分配慮しながら課税しているところである。

一方、ゴルフ場利用税を廃止し、これに伴う自治体の減収を国が交付金で補填するべきとの議論があるが、国民全体の税負担を財源とすることは、ゴルフをしない方を含めた国民全体の理解を得られるものではなく、国の財政状況によっては減額や廃止の可能性もあり、ゴルフ場所在市町村にとっての継続性のある財源としては考えられない。

さらには、ゴルフ競技がオリンピックの正式種目となり、今後より一層ゴルフ振興を図っていく必要から、アクセス道路の維持管理や環境対策などゴルフ場所在市町村が行っている行政サービスを更に充実して実施しなければならず、ゴルフ場利用税の現状維持は不可欠である。

よって、国においては、ゴルフ場利用税の現行制度を今後も堅持するよう強く要望する。

以上決議する。

令和２年１０月１４日

東海市長会

決議第４号

ＧＩＧＡスクール構想に関する決議

学校における「１人１台端末」の実現は、文部科学省から打ち出された「ＧＩＧＡスクール構想」の実現に向けての必須の項目であり、全国の都市自治体では学校のＩＣＴ環境の整備を進めているところである。

こうした中、文部科学省の補正予算においては、「１人１台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備等、「ＧＩＧＡスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、緊急時においても、ＩＣＴの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現することとしている。

一方で、「ＧＩＧＡスクール構想」の加速化に伴う端末整備計画の前倒しや、「１人１台端末」整備後の費用負担など、都市自治体の財政に与える影響は非常に大きく、「ＧＩＧＡスクール構想」の早期実現、また、本構想の実現後においても、国において将来にわたり継続的に財政支援を行うことが必要不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．児童生徒１人１台端末の整備完了後における機器の保守管理、端末の更新に係る費用及び校外通信ネットワークに係る費用についても、継続的かつ十分な財政支援措置を講じること。
２．学習支援及びセキュリティ対策に係るソフトウェアは、運用上において必要不可欠であるため、これらに要する費用について、継続的かつ十分な財政支援措置を講じること。
３．端末整備と併せて、ＩＣＴ支援員やＧＩＧＡスクールサポーターの配置等による端末の活用体制づくりが重要となるため、これらの人材確保に係る費用について、継続的かつ十分な財政支援措置を講じること。
４．野外学習や家庭での通信環境に左右されない、ＬＴＥ通信に対応する学習者端末等を導入できるよう、財政支援を行うとともに、通信事業者に対し、月額通信料を減額するための料金体系を整備するよう働きかけること。

以上決議する。

令和２年１０月１４日

東海市長会

新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議

新型コロナウイルス感染症の拡大は国民生活と地域経済に甚大な影響をもたらし、医療体制や経済活動においては厳しい状況が続いている。国においては、大規模な経済対策や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした支援措置を講じているが、未だ感染症の終息が見通せず、その影響の長期化が懸念されている。

こうした中、盤石な医療提供体制の確保が求められるとともに、更なる地域経済への対策・支援を迅速かつ強力に推進する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1．新型コロナウイルス感染症拡大の影響により税収減が見込まれる中、都市自治体が安定的な財政運営を行うことができるよう一般財源総額の確保に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策として都市自治体が行う各種対策に要する費用について、十分かつ機動的な財政措置を講じること。

2．感染症拡大の長期化を見据え、地域経済を支える取組として、事業者に対する更なる資金繰り支援の強化と資金繰りに重大な支障が生じることがないよう必要な財政支援を講じること。

3．感染拡大の防止、医療提供体制の充実・強化、社会経済活動の維持などの諸施策を都道府県及び市町村との緊密な連携のもと、一体となって推進するとともに、必要な情報を迅速かつ的確に提供すること。

4．感染の拡大に備え、感染症患者病床や必要な資機材等の確保及び医療従事者の増員等、医療提供体制の確保に係る人的・財政的支援を早急に講じること。

5．ＰＣＲ検査体制を充実させるとともに、治療薬やワクチンの早期開発と供給体制の整備を図ること。また、受診抑制による患者数の減少等によって経営が圧迫されている公立病院を始めとする医療機関（民間を含む。）の安定的な経営を確保するために必要な財政措置や経営支援措置を講じるなど医療提供体制の確保を図ること。

以上決議する。

令和２年１０月１４日

東海市長会